

広報

新宿

https://www.city.shinjuku.lg.jp/

4・15号

令和5年(2023年)
発行:新宿区
編集:健康づくり課健診係
〒160-0022 新宿区新宿 5-18-14
新宿北西ビル 4階
☎5273-4207

健康診査・がん検診 特集号

- ◆1面 令和5年度 健康診査・がん検診のご案内～受診券を送付する方式に変わります～
- ◆2面 受診の流れ

しんじゅくコール
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時～午後10時

☎ 3209-9999
FAX 3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

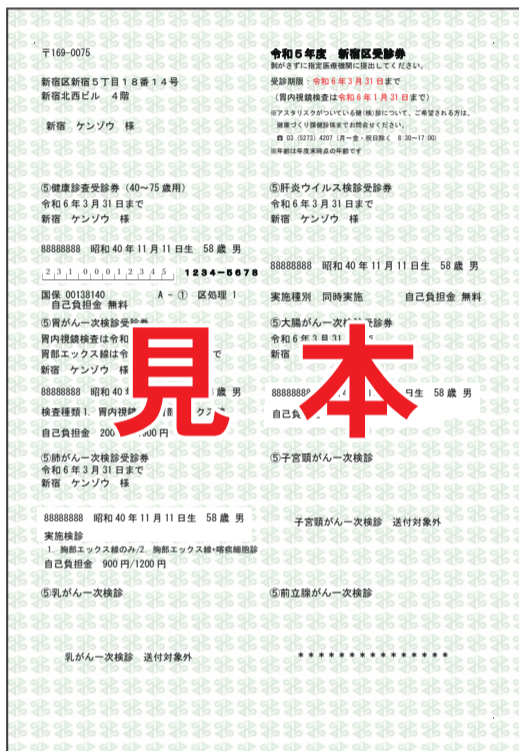
※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

令和5年度
から

受診券を送付する方式に変わります。

これまで、新宿区健康診査・がん検診を受診するために、区から各健(検)診票(複写式)を送付していましたが、令和5年度からは下記の受診券(1枚の台紙)を送付します。

〈令和5年度新宿区 受診券〉



このような封筒でお届けします

令和5年度から、健康診査・がん検診の受診に必要な「**受診券**」(左図 見本参照)を送付します。年度内に受診できるすべての健(検)診の受診券が1枚の台紙になりました。昨年度まで区から送付していた健康診査票、がん検診票は、今年度から医療機関でお渡しします。受診券は、**台紙のまま**、当日に必ず医療機関にお持ちください。

対象となる方については受診日時時点で、新宿区国民健康保険又は東京都後期高齢者医療制度に加入していること、新宿区内に住所を有していること等の条件があります。

ご不明な点は、健康づくり課健診係にお問い合わせください。



★令和5年度から下記の健(検)診票は送付しません。



健康診査・がん検診を実施する、**医療機関でお渡しします**

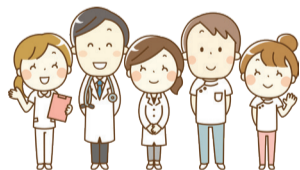
問合せ **健康づくり課健診係**
(第2分庁舎分館分室)

☎ (5273) 4207
FAX (5273) 3930



区HP
健診・がん検診

実施内容について ご案内します。



実施期間等 ※年齢は令和6年3月31日までに誕生日を迎えた時点での満年齢

	実施期間	受診券 発送予定	受診場所
75歳以上	令和5年5月1日～ ～令和6年3月31日	4月25日	新宿区指定の医療機関 (受診券と同封の冊子に 記載しています)
74歳以下	令和5年6月1日～	5月25日	

健康診査 **無料**

〈検査内容〉

- 問診
- 身体測定
- 血圧測定
- 尿検査
- 血液検査

※診断書は発行しません。

対象者(新宿区民の方)	
16～39歳	・学校・勤務先等で受診機会のない方
40～74歳	・新宿区国民健康保険に加入している方 ・生活保護等受給中の方
75歳以上	・東京都後期高齢者医療制度に加入している方(65歳以上の加入者を含む) ・生活保護等受給中の方

がん検診

検診種別	対象者(新宿区民の方)	自己負担 金額	
胃がん	胃内視鏡検査(胃カメラ)	50歳以上で昨年度胃内視鏡検査未受診の方	2,000円
	胸部エックス線検査(バリウム)	(胸部エックス線検査は40～49歳の方も受診可)	1,900円
大腸がん(便潜血検査)	40歳以上	600円	
	胸部エックス線検査	40歳以上	900円
肺がん	胸部エックス線+喀痰細胞診	50歳以上で喫煙指数の高い方 ^{※1}	1,200円
	子宮頸がん(子宮頸部細胞診)	20歳以上で偶数年齢の女性	奇数年齢で昨年度未受診の方は受診可
乳がん(マンモグラフィ)	40歳以上で偶数年齢の女性	800円	
前立腺がん(PSA検査)	50歳以上の男性で希望する方 ^{※2}	200円	

※1 喫煙指数 1日の喫煙本数×過去の喫煙含む喫煙年数が600以上の方

※2 健康診査対象の方→健康診査と同時実施となります。健康診査受診時に「前立腺がん検診も受診希望」と医療機関にお伝えください。

健康診査対象ではない方→受診券の請求が必要です。くわしくはお問合せください。

健康診査・がん検診を受診する流れ

STEP

1

受診券を確認する。

各「受診券」と、同封の「健康診査・がん検診のご案内」をご確認の上、足りない受診券があれば**追加請求**をしてください。

追加請求及び問合せ先は右下図参照



STEP

2

医療機関を選ぶ。

「健康診査・がん検診のご案内」または、下記二次元コードから医療機関を選び、直接予約をする。



実施医療機関一覧

STEP

3

受診する。

当日は、**受診券**と健康保険証等を必ず持参してください。受診券は**台紙からはがさず、そのまま**医療機関に出してください。



がん検診自己負担金免除制度のご案内

特別区民税非課税世帯の方*は、事前の手続きで自己負担金額が免除になる制度があります。詳しくは、健康づくり課健診係までお問い合わせください。

*生活保護等受給中の方は、あらかじめ受診券に「免除」と記載されています。免除の記載がない場合は、お問い合わせください。

新宿区国民健康保険に加入している40～74歳の方

健康診査(特定健康診査)を受けた後の保健事業

健康診査(特定健康診査)の結果、生活習慣病のリスクが高い方に、専門職(管理栄養士・保健師・医師等)が生活習慣の改善に向けた支援を行います。該当する方には、ご案内を下記の封筒で、健診受診からおおむね2か月後以降に送ります。

生活習慣の改善に向けた支援である

特定保健指導・非肥満保健指導

内容 面接と電話等による支援(3カ月間)



実施機関・面接実施場所

- ・特定保健指導
 - 民間委託業者(会場:各保健センター)
 - または特定保健指導実施医療機関
- ・非肥満保健指導
 - 民間委託業者(会場:各保健センター)



がん検診と合わせて5つの生活習慣でがん予防を!

国立がん研究センターの調査によると、右表の5つの生活習慣の多くを実践する人ほど、がんになるリスクが低くなることが分かっています。

禁煙	たばこは吸わない。また、他人のたばこの煙を避ける
節酒	節度のある飲酒を心掛け、飲めない人は無理をしない
食生活を見直す	減塩を心掛け、野菜や果物を積極的にとる
適正体重の維持	太りすぎ・やせすぎにならないように注意する
体を動かす	家事や仕事等、日常生活の中で積極的に体を動かす

健康診査を受けて生活習慣病予防を!

生活習慣病は自覚症状がなく進行し、糖尿病や脳血管疾患などの大きな病気を引き起こします。

区で実施している健康診査では、生活習慣病の原因となる「肥満」「脂質」「血圧」「血糖」等の項目について、血液検査や尿検査を行っています。

健診は、病気の予防だけでなく、生活習慣を見直すチャンスです。1年に1回、健康診査を受けましょう。

健康診査・がん検診受診券等の請求及び問い合わせ先

電話

健康づくり課健診係
☎(5273) 4207

月～金
(祝日を除く)
8:30～17:00

FAX

「健康診査・がん検診のご案内JP.26の健康診査・がん検診受診券等請求FAX用紙等に請求内容をご記入の上、送信してください。
FAX: (5273) 3930

窓口

受診券等の即日発行をご希望の方はこちらへお越しください。

〒160-0022
新宿区新宿5-18-14 新宿北西ビル4F 健康づくり課健診係
月～金(祝日を除く)8:30～17:00 ☎(5273) 4207



5月25日からは下記のところからも受診券の請求ができます

東京電子自治体共同運営サービス **検索**

<http://www.e-tokyo.g.jp/top/index.html>

電子申請

※上記のとおり検索していただくか、または右二次元コードからお申込みください。
※電子申請の手続きは、令和5年5月25日からになります。お急ぎの方は電話でお問い合わせください。



東京電子自治体共同運営サービス